
でん粉の抱き合せ販売について

農林水産省食品流通局砂糖類課

課長補佐 桑 原 昌 之



我が国のいもでん粉は、戦後いもの統制が解除されるとともに甘しょを中心にでん粉生産が急速に進み、以後いもでん粉の過剰生産が約10年余り続いたが、この間昭和28年に制定された農産物価格安定法によるいもでん粉の政府買い上げ措置による価格支持、更にはぶどう糖工業の育成によるいもでん粉の新規需要の開拓等、国内産いもでん粉の需要の確保を通じていも作農家の所得の安定を図るための各種の施策が講ぜられてきた。また、30年代後半からの貿易の自由化傾向が強まる中で、コーンスターチ工業が急速に進展すると共に、農産物価格安定法のみでは国内産いもでん粉の価格支持が困難となってきたため、その補完措置として外国産でん粉の輸入を制限する一方、コーンスターチ用輸入というもろこしについては関税割当制度を適用し、その運用によって国内産いもでん粉の需要の確保を図ってきている。

以上のように国内産いもでん粉はそれぞれの時代の中で幾多の変遷を経ながら現在に至っているが、今回本誌の創刊にあたり、国内産いもでん粉の消化と最も関係の深いコーンスターチ用輸入とうもろこしの関税割当制度とその現状について概観してみることとする。

関税割当制度は貿易の自由化への移行に際し国内産業に対する急激な衝撃を緩和し、自由化を円滑に進めるための過渡的措置として昭和36年に制度化されたものであるが、その骨子は一次税率と二次税率、即ち一定の割当数量は安い税率を適用することによって需要者側を、それを越えるものには高い税率を課することによって生産者側を保護し、両者の利害を調整することを目的としたものである。この制度の発足時には、鉾産物関係が主な対象品目となっていたが、昭和38年にでん粉の糖化製品に最も関係の深い砂糖が自由化されたことを契機に、既に昭和26年に自由化されていた輸入とうもろこしを原料とした割安なコーンスターチの生産が急増し、それまで農産物価格安定法によって行ってきた国内産いもでん粉の価格支持が困難となってきたため、その対策として農林物資としてはじめてとうもろこしが昭和40年4月から適用されることとなった。

コーンスターチ用輸入とうもろこしの関税割当制度は、制度発足後も多少の手直しを行いながら現在に至っているが、発足時の40年から42年までの間は国内産いもでん粉との抱

き合せを行なわなかった期間である。即ちこの制度の発足時においてはコーンスターチ用輸入とうもろこしに対する関税率を如何にするかは当時の国会においても色々論議され、基本関税10%を大幅に引上げよという意見もあったが自由化方向にある国際情勢を考慮して一次関税率10%、二次関税率を25%とし、一次関税率に対する割当数量は国内産いもでん粉の消化を優先するためなるべく圧縮する方向で運用された。

★

関税割当制度は国内のでん粉需要のうち国内産いもでん粉だけではまかないきれない不足分をコーンスターチで供給するという役割を果たしてきたが、国内産いもでん粉の生産が逐年減少傾向にあったため、それに応じてコーンスターチの生産も年々増加し製造コストもとうもろこしの輸入価格の低価とあいまって下ってきた。一方、国内産いもでん粉の価格は農産物価格安定法に定められたパリティ方式によって、ほぼ毎年引上げられたためコーンスターチとの格差が拡大し、このため二次税率の輸入とうもろこしを使用して製造されるコーンスターチが割安となって、再び国内産いもでん粉の需要の確保、ひいてはいも作農家の所得の安定を図ることが困難視されるに至って、昭和43年にこの制度の関税率が改正されることとなった。

その改正内容は、それまで一次税率1本であったコーンスターチを糖化用と一般用に区分して、糖化用コーンスターチの輸入とうもろこしは関税率を0%とし、割高な国内産いもでん粉を生産者団体である販売調整団体が

ら糖化用として購入したものに限り一定の割合で割当を受けることができたこととした。所謂現在の「抱き合せ制度」（リンク制度）のスタートである。また、その他の一般用の税率はそのままの10%とし、二次税率はトン当たり8,600円に引き上げられて当時のとうもろこしの価格で40%程度と高い関税率となった。この抱き合せ制度の考え方は、それまで国内産いもでん粉はコーンスターチと競合するという認識のもとにコーンスターチの生産を極力抑制する方向で取り進められてきたのに対し、でん粉の需要量が増加すればコーンスターチ及び国内産いもでん粉の需要も一定の割合で増加させるという平行的な考え方を取り入れたもので、これによって割高な国内産いもでん粉の需要の確保と、国内のでん粉流通価格の安定化をねらいつつ対外的にはコーンスターチの生産拡大によってとうもろこしの輸入増加を図ったものと言える。

その後、国内産いもでん粉価格の上昇に伴いコーンスターチとの抱き合せ価格が年々高くなり、更には当時のとうもろこしの国際相場の変動が大きかったこと、また一方ではコーンスターチ企業のとうもろこしから糖化製品までの一貫した生産体制への移行が急速に進んできたこと等から、現行の二次税率の下で生産されたコーンスターチが出回って再び国内産いもでん粉の消化が困難となってきたので、とうもろこしの国際相場が高い時は二次関税を相対的に安く、逆に安い時は二次関税を高くするいわゆる弾力関税を設けた。

その後昭和48年のオイルショックを契機としたとうもろこしの国際相場の高騰と、国内

産いもでん粉の価格も大幅に引き上げられたことから再び二次関税の輸入とうもろこしの使用が容易になったこと、加えて国内のでん粉流通価格が高くなったため関税率10%のその他用輸入とうもろこしから生産されるコーンスターチが糖化用へ流入することになって国内産いもでん粉の消化に影響が出始めた。

そこで二次関税率を再度トン当たり1万五千円に引き上げることとしたが、一方では免税の幅を広げるために一般用コーンスターチについても糖化用と同様に国内産いもでん粉の抱き合せ対象とし関税を0%とすることとしてこれが現在まで継続されている。

関税割当制度の運用に当たっては、毎年期毎に行うコーンスターチ用輸入とうもろこしの割当枠の設定並びに関税率の改正に際してはその都度関税審議会の答申を受けて実施されてきているが、関税率の改正は、これまで当審議会においても強い批判が出されてきた経緯があり、それとともにこの制度のあり方についても検討が加えられてきたが、今後に於いても国際的に自由化への方が強まる中で、一方では国内産いもでん粉の需要確保を求めつつ制度の見直し要求は強まってくるものと考えられる。

★

次に抱き合せ制度による国内産いもでん粉の最近の需給事情について若干触れると、現在国内のでん粉総需要量は割当ベースで約2百万トン強(57でん粉年度)となっており、このうち国内産いもでん粉は、約38万トン(甘しょでん粉11万トン、馬鈴しょでん粉27万トン)の約20%を占めている。甘しょでん粉は

戦後国内の広範囲な地域で生産されてきたが昭和38年産の74万トンをピークに以後減産傾向を示し、現在はシラス土壤地帯で甘しょ以外の畑作物への転作が困難とされている南九州(鹿児島、宮崎)が主産地となっており、また馬鈴しょでん粉は従来から北海道畑作の輪作体系上欠くことのできない基幹作物として生産されてきた。従ってこれらの地域から生産されるいもでん粉についてはどうしても需要の確保を図る必要があるわけである。

最近における国内産いもでん粉の処理については、毎年生産される国内産いもでん粉から、固有用途として一般販売される約15万トン(主として馬鈴しょでん粉)を差引いた残りのもの約23万トンについて、輸入とうもろこしから生産されるコーンスターチと抱き合せすることによって消化しており、その抱き合せ比率は現在国内産いもでん粉1に対してコーンスターチ6.8の割合としている。

ここ2～3年間における国内のでん粉需要は高果糖異性化糖の伸長によって、順長に増加してきたこともあって国内産いもでん粉の生産増を期待する向きもあるが、今後のでん粉需要の見通しは、でん粉の主要用途である糖化用、特に異性化糖についてはその需要の大宗を占める清涼飲料向けの需要が概ね一巡していること、また、製紙、段ボール、食品用等の一般用の需要も低迷していることから、でん粉の需要増は多く期待することはできない状況にある。

一方、現行の抱き合せ制度はでん粉実需要者の負担において維持されており、更にはコーンスターチとの抱き合せ価格は、二次税率

の輸入とうもろこしから生産されるコーンスターチの価格よりも低目に設定する必要があること、他方、昨今の財政事情から農産物価格安定法による余剰でん粉の政府買入れは極めて困難であること等を考え合わせると、

今後とも現行制度を守りながら国内産いもでん粉の円滑な消化を図っていくためには、でん粉の需要動向に見合った計画的ないもでん粉の生産が行なわれるよう強く希望されるところである。

原料用いも・でん粉に関する 価格政策について

農林水産省食品流通局砂糖類課

課長補佐 川 上 満州男

1. 価格政策の概要

(1) 農産物価格安定法

(ア) 制度発足の背景及び経緯

いもは、戦前から主食の一部として増産されていたが、戦後、食糧需給の緩和に伴って、供給過剰傾向を示した。

昭和24年の農産物の統制撤廃によって、これら農産物の価格は、流通経済における自然の法則にしたがい、出回最盛期に暴落し、端境期には急上昇したが、端境期相場は、売り物のない名目相場であることが多いので、いくら高くても、生産者の所得には影響がなかった。

また、いもの有力な需要先であるでん粉の価格も、すり込み最盛期には下落しており、そのうえ、水あめや砂糖の価格変動の影響もあって、かなり不安定な動きを示していた。

このように自由市場におけるいもの価格変

動は、農家経済を圧迫し、農業経営を不安定にするため、生産者の間に価格の適正化を望む声が高まってきた。

一方、生産者の組織である農協系統組織（生産者団体）は、いもでん粉の無条件委託による計画販売を極力推進していたが、当時は、農協経営が極度に悪化していて、その建直しに忙殺されていた、状況下において、有効な措置を講ずることが、困難であった。

しかも、昭和26年秋以降のでん粉価格の低落は、系統農協による調整保管程度では、市場の回復を期待できないほどに深刻であった。

そのため、でん粉の政府買入措置によって出回品の一部を、市場から棚上げして、価格の安定を図る制度を講ずることが、強く要請されていた。

(イ)「農安法」の制定

価格安定措置の対象は、甘しょ生切干、甘しょでん粉及び馬鈴しょでん粉等となっているが、基本的には甘しょ及び馬鈴しょである。